

# 生活保護基準未満の低所得世帯数の推計と今後の対応について

## 背景

- 生活保護の生活扶助等を合算した基準を最低生活費と仮定し、平成16年全国消費実態調査及び平成19年国民生活基礎調査から得られた個票データに照らして推計したところ、一定の資産の保有要件も考慮した場合、生活保護基準未満の低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(保護世帯比)が得られた。
- 今回推計した保護世帯比は、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯(いわゆる漏給)を表わすものではないが、こうした現状把握の指標として捉えるべき一つの数値が明らかになったことを踏まえた対応が必要。

### ※ 本推計の留意点

- ・ 統計データからは、保有する資産の評価額、親族からの扶養や稼働能力の有無など、受給要件を満たすかどうか判らないという技術的な問題があるため、いわゆる「捕捉率」を推計することはできない。

(注) 捕捉率とは、本来生活保護を受給できる方のうち実際に受給している方の割合をいう。

## 今後の対応

- 1 保護世帯比は、いわゆる漏給の割合を表わすものではないが、資産や稼働能力等を活用してもなお保護の要件を満たし、かつ、保護を受給する意思のある方が保護を受けられないことはあってはならないことであり、改めて、地方自治体に対しその旨を通知し、徹底していく。
- 2 また、この間、雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットをはじめ生活保護以外の低所得者対策も講じているところであり、その一層の充実を図っていく。
- 3 今回と同様の調査を定期的 to 実施し、その動向を把握していく。

### (参考) 次回調査年

- ・ 全国消費実態調査(5年ごと) 平成21年
- ・ 国民生活基礎調査・大規模年(3年ごと) 平成22年